裁決書

審查請求人 住所 氏名

同代理人 住所 氏名

処 分 庁 住所 島根県安来市広瀬町広瀬 7 0 3 番地 安来市福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が、平成22年3月18日付けで提起した、処分庁が通知した「生活保護法に基づく保護申請却下処分」(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、次のとおり裁決する。

主文

平成22年3月18日付けで提起された本件審査請求は容認する。よって、 処分庁が行った平成22年3月1日付け本件処分は、これを取り消す。

理 由

1. 本件審査請求の要旨

本件審査請求の要旨は、次のとおりである。

処分庁が、平成22年3月1日付けで、請求人に対して行った本件処分の取消しを求めるものと解される。

2. 本件審査請求の概要

- (1) 請求人は、処分庁が決定した本件処分理由である、生活保護基準に定める最低生活費を上回る資産保有(請求人加入中のJA共済解約返戻金)のため、本件処分を行ったことは処分庁の判断誤りであると主張している。
- (2) 主張の趣旨は、
- ①処分庁が行った本件処分は、生活保護法(以下「法」とい う。)第4条 1項に定める保護の補足性の解釈及び適用に誤りがあったとしている。
 - ア 請求人の主張は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて (昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)」(以

下「実施要領」という。)の第3の11によると、生活保護申請者として保険の解約返戻金は資産として活用すべきであるが、解約返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯の均衡に失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条の適用を条件に解約させないで保護は適用させるとしている。

- イ 保険には万一の場合に備えるという保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を中途で解約することは、むしろ例外とされているため、保険解約返戻金は、資産とは言っても払戻しを当然に予定している預貯金とは性質を異にしているものであり、少額の解約は却って生活保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じる恐れがあることなどを理由として、危険対策を目的とするものに限り、要保護世帯に保険による保障の効果が及ぶこと及び世帯員の危険を保障するものであれば解約を求めないものとされていることによる。
- ウ 解約返戻金の金額も33万8770円 (平成22年3月9日当時)と解 約返戻金の金額としては少額であり、仮に、保険を解約してしまえば、生 活保護を終生利用していくつもりのない請求人の自立更生が極めて困難と なるとしている。
- エ 請求人は、現在、C型肝炎に罹患しており、インターフェロンの投薬治療中であるため、生活保護の廃止後、新たな保険に加入することは事実上不可能であり、生活保護廃止後の請求人は社会生活を送る上で大きな不安を抱き、生活保護への依存を高めることになりかねない可能性は高くなると言えるとしている。

3. 処分庁の弁明

処分庁の弁明の要旨は、以下のとおりである。

- (1)解約返戻金のある生命保険については、これを解約し「利用し得る資産」として、直ちに最低生活の維持のために活用させることが原則である。
- (2) 請求人が加入している、JA終身共済保険(以下「生命保険」という。) の解約返戻金は、申請時26万5756円であり、生活保護手帳別冊問答2009問3-24の答にあるとおり、最低生活費(医療扶助を除く)の3ヶ月分26万2080円(87,360円×3)を上回っている。
- (3) 請求人の自立更生の観点から当該生命保険については保有を認めず解約 し、資産としての活用を生活保護に優先し行うべきと判断し、当該生命保 険解約返戻金の保有を否認し、要否判定に用い却下処分に至ったものであ る。

4. 請求人の反論

請求人の反論の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は当該解約返戻金について、自立更生の観点から保有を認めず解約し、資産としての活用を生活保護に優先し行うべきと判断している。
- (2) 処分庁は当該解約返戻金を有している平成21年5月28日付けでの生活保護申請時に保険の保有を容認し、保護の開始決定処分を行っており(平成21年5月28日付け解約返戻金額は28万4791円)、処分庁のいうところの、却下の理由にはならない。

5. 処分庁としての事実認定

(1)請求人は、

①平成21年5月28日から同年10月8日まで処分庁にて生活保護を受給している(辞退届による廃止)。

②平成21年12月24日付けで2回目の生活保護申請を行い、今回と同様の却下理由により生活保護申請の却下処分を受けている。

③今回、平成22年2月12日付けで、身体障害者(左上肢前腕部切断により身体障害者手帳3級所持)のため、なかなか仕事が見つからないことを理由に生活保護申請を行う。請求人の月々の収入は、月額6万6008円の障害年金2級のみである。

(2) 処分庁は、

①平成21年5月28日付けで、請求人からあった生活保護申請について、 当該生命保険解約返戻金額が28万4791円(最低生活費(医療扶助を 除く)の3ヶ月分以上)あったが、次の理由で当該生命保険の保有を容認 している。

- ア 事実認識として、請求人が当該生命保険を解約すると再加入できない ことを J A にて確認している。
- イ 請求人は、就労により保護廃止が見込まれるため、解約返戻金額は高 いとはいいがたいと判断している。
- ウ 解約返戻金についても、(最低生活費の3カ月は越えているものの) 保有を認めることのできる程度であるため、その保有の容認を認めてい る。

ただし、死亡保険金受取人が「いとこ」であることから、生命保険の 効果が及ばないため、契約の見直しを行うよう伝えている。

6. 争点

本件審査請求における争点は、処分庁が行った生命保険解約返戻金の額による本件処分について、違法又は不当なものといえるか否かである。

なお、今回の審査請求の裁決にあたっては、処分庁、請求人各々が弁明書、 反論書で主張している、請求人の就労意欲の有無については、法を適用するか 否かの保護の要件には該当せず、本件審査請求裁決の争点にはならない。

7. 審査庁が認定した事実及び判断

処分庁が申し立てているとおり、生命保険解約返戻金は法第4条1項による、 「利用し得る資産」であることには疑問の余地はない。

処分庁は、そのことに基づいて、平成22年3月1日付けで本件処分を、生活保護手帳別冊問答2009問3-24の(答)の(2)「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3カ月程度以下を目安とされたい。」を根拠とし判断を行っている。

しかし、同間 (1) の(答)には一方で、「単身であっても、傷病による入院、後遺障害等に対する給付など保障の効果が単身世帯自体に及ぶ場合もあるので留意すること。」とも明示されている。

また、当該問3-24が創設された、平成11年度生活保護法第55次基準 改定時の改正の趣旨には、実施機関における当該地域の実情を踏まえた適切な 基準が可能となるよう、「目安」という表現に止めるとともに、運用の幅を設 けたものである。

加えて、当該世帯の自立に効果的と認められる場合については、入院特約の 活用が見込まれるもの。難治性疾患に罹患している場合等は、実施機関の判断 により保有を容認しても差し支えないとされているところでもある。

よって、同間3-24の(答)の趣旨は解約返戻金の保有の「目安」を示しいるに止まり、要保護世帯の実態を総合的に判断した上で、生命保険の保有の容否を判断するものと解釈できる。

したがって、処分庁が行った本件処分については、生命保険の解約返戻金の解釈において、関連通知である生活保護手帳別冊問答2009問3-24の(答)の解釈を適正に理解することなく、世帯の状況の総合的な判断結果に基づいたものでもなく、画一的・機械的に生活保護手帳別冊問答2009問3-24の(答)の保有の容否の「目安」のみで、今回の本件処分を行ったものと認めざるを得なく、本件処分の直接的要因である解約返戻金は容認すべきものであったと判断できる。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の 規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成22年4月 17日

島根県知事 溝口 善兵衛

教示

この裁決について不服がある場合は、行政不服審査法第53条の規定に基づき、この 裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再 審査請求をすることができる。